

※この法律は、内容により2018年10月24日又は公布日(2018年4月25日)から起算して2年を超えない範囲内(以下「全面施行日」という。)において政令で定める日から施行されます。

○ 公布日から起算して2年を超えない範囲内における施行分

○ 許可単位の見直し

改正前

営業所等(古物営業所及び古物市場)が所在する都道府県ごとに古物商等(古物商及び古物市場主)の許可を受けなければならない。

※ 現在古物商等は営業所等を設けている全ての都道府県公安委員会から許可を受けなければなりません。改正後は主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会から一つの許可を受けていれば、他の都道府県における許可は必要なくなります。その他の営業所等に関しては、県内・他都道府県の管轄を問わず、届出で済むこととなります。

改正後

主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出で足りることとなります。



・現在の古物商等の許可が、改正後の新法許可として、自動的に引き継がれるわけではありません。
・全面施行日以降も引き続き古物商等を営む場合は、全面施行日前までに主たる営業所等の所在地を管轄する警察署に「主たる営業所等届出書」を提出して下さい。
・「主たる営業所等届出書」が提出されなかった場合には、現在の古物商等許可は施行日以降、無効となってしまいます。
・全面施行日は、今後政令で定められますのでご注意ください。

2018年10月24日施行分

○ 営業制限の見直し

改正前

古物商は、営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、買取り等のために古物商以外の者から古物を受け取ることはできない。

※ この改正は、古物商の営業所と相手方の住所等に限られていた古物を受け取っていた店舗等において、容易に移転することができなくなる店舗等について、容易に移転する店舗等とは、営業所以外の場所に仮に設けられる店舗等であって、容易に移転することができなくなる店舗等とは、容易に移転することができないことから、ここでいう仮設店舗の対象とはなりません。なお、「仮設店舗」は、法制定時から用いられてきた用語である「露店」を改称したものです。

改正後

古物商は、仮設店舗を設けようとする場所を管轄する警察署へ事前(3日前まで)に「仮設店舗営業届出書」の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができるようになります。

○ 欠格事項の追加

改正前

禁錮以上の刑や一部の財産犯の罰金刑に係る前科を有すること等を欠格事由として規定し、該当する者は許可を取得できない。

※ 禁錮以上の刑や今回追加分の窃盗罪を含めた罰金刑に係る欠格事由は、従来どおり、「刑に処せられ、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者」が対象です。
今回の改正における欠格事由の追加については、経過措置が設けられていません。従って、欠格事由の追加前までに許可を受けていても、暴力団員やその他の関係者、窃盗罪で罰金刑を受けて5年を経過していない者等に該当する場合には、古物営業法第6条第1項第2号の規定により許可の取消し対象となりました。

改正後

従来の欠格事由に加えて、暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者が追加されました。

○ 簡易取消しの新設

改正前

許可を取り消すためには、古物商等が3か月以上所在不明であること等を公安委員会が立証し、聴聞(所在不明なら公示)を実施する必要がある。

改正後

古物商等の所在を確認できないなどの場合には、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、取消しの対象となりました。

※ 「主たる営業所等届出書」及び「仮設店舗営業届出書」の様式は、改正の概要に併せて愛知県警察のホームページ(申請・手続きのページ)に掲載しています。